

令和6年度 第1回全国健康保険協会長崎支部評議会議事録

- < 開催日時 > 令和6年7月18日(木) 14:00~15:30
< 開催場所 > ホテルセントヒル長崎 出島の間
< 出席評議員 > 9名
安達評議員、池下評議員、伊東評議員(議長)、入江評議員、岡村評議員、
川田評議員、松尾評議員、宮沢評議員、宮原評議員(五十音順)

議題1 令和5年度 全国健康保険協会の決算について

事務局より資料1及び参考資料に基づき説明。

— 主な質問・意見 —

学識経験者

協会会計と国の特別会計との合算ベースとはどういうことかわかりやすく説明していただきたい。

⇒(事務局)

協会会計と国の特別会計との合算ベースの決算(収支)は、法律上の作成義務はないが、合算ベースの収支が保険料率算定の基礎となるので、翌々年度の保険料率算定のために作成したものとなる。資料1の29ページに記載の通り、一般の保険料はいったん国の年金特別会計の健康勘定に入って、協会けんぽに交付されることとなる。資料1の28ページおよび参考資料1に記載されているのが協会の法人としての決算であるため、後程ご確認いただきたい。

学識経験者

2023年度の加入者一人当たりの医療給付費が対前年度比+4.1%と、かなり高い伸びであると思うが、その主な原因は新型コロナウイルス感染症の流行により減少していた呼吸器系疾患が増加したことと考えてよろしいか。

⇒(事務局)

おっしゃるとおり、加入者一人当たり医療給付費の対前年度の伸びの要因は、新型コロナウイルス感染症の流行による2020年度の受診抑制の反動増が考えられる。また、高額薬剤や再生医療等の医療の高度化等による増も考えられる。

学識経験者

協会けんぽの保険給付費と後期高齢者支援金は相当に増え続けるという見通しが示されている。今回準備金残高が順調に積みあがって5兆円を突破しているが、これは今後の負担増に備えて貯蓄している状況であると思う。協会けんぽの財政が楽観視できない状況というのは納得できる。ただ、医療費を少しでも抑える

ために、準備金を活用して健康づくり事業にさらに力を入れて取り組んでほしいという思いがある。

学識経験者（議長）

準備金を健康づくり事業に活用してほしいというのは、評議員全員の思いである。その点をしっかり考えて事業を進めていただきたい。

議題2 令和5年度 長崎支部事業報告について

事務局より資料2及び参考資料に基づき説明。

— 主な質問・意見 —

事業主代表

退職した従業員の保険証を5日以内に返納しなければならないということを先日初めて知った。資格喪失後の受診を減らすためにも、もっと事業所に周知するべきである。

学識経験者（議長）

債権回収の取り組みとして、国保との保険者間調整に力を入れているとのことだが、その制度は非常にいいと感じた。協会けんぽの加入者の中には、退職後国保に加入せざるを得ない人もいる。すぐ国保の手続きをしてくださいと伝えておけば、たとえ債権が発生してもある程度スムーズに回収できると考える。保険者間調整と併せて、事業所への十分な周知を行っていけば、より効率的になると考える。

被保険者代表

「健康経営」宣言をする企業がかなり増えてきており、その高まりがある中、保健指導を実施している医療機関が少ないというのが問題であると思う。保健指導が実施しやすくなるきっかけを作る、また当日保健指導を受けることができる仕組みをつくるなど、健診受診後に必ず保健指導に結び付けるような仕組みを考えていけば、理解が深まっていくと思う。「健康経営」宣言事業所の増加を追い風として、取り組みを進めていただきたい。

⇒（事務局）

協会けんぽとしても、保健指導を健診当日に受けられるよう取り組みを進めている。健診当日は自分の身体に対して最も感心が高まっており、後日足を運んだり、仕事中に呼び出されることがないため受けやすい。健診実施機関に対してサポートしながら、当日保健指導が実施できる機関を増やしてきたが、当日に声をかけられても、受ける側が受ける気持ちになっていないと上手くいかない。事業所にも協力をいただけるよう、「健康経営」宣言事業をベースとして、健診受診率は高いが特定保健指導はまだ実施率が低いという事業所には、保健グループとしても積極的に介入していきたい。

⇒（事務局）

現在の保健指導の実施機関は31機関であり、令和5年度は4機関増加となった。今後も丁寧に働きかけながら、健診機関と調整を図っていきたい。

学識経験者

保険証の資格が無くなった後、悪意なく誤って使用してしまう人はいると思う。無資格受診を防ぐためには、事業者がきちんと把握して回収を行わなければいけないと改めて思った。今後マイナ保険証が浸透していけば、無資格受診は減ると思うが、マイナ保険証が機能するまでは利用者側の努力が必要だと思った。

事業主代表

従業員の健診結果は必ず全員分目を通してしている。その中で、保健指導の対象になった方や、再受診が必要な方は必ず受けさせるようにしている。保健指導は総務担当が日程を調整して受けさせており、再受診の人は受診した結果を持参させている。個人任せでは動かないので、事業主の協力が必要だと思う。

被保険者代表

返納金の件だが、遡及して資格喪失できる期間を設定して、制約をかけることはできないのか。

⇒（事務局）

事業所が行う手続き先が年金機構になるので、協会けんぽの立場から制約をかけることはできない。最近返納金が増加しており、例えば事業所自体を全喪して廃業扱いの届出をするケースもある。そのような事案等から増加している可能性がある。

被保険者代表

長崎県の子ども医療費は、高校生まで800円が上限になっているので、実際はどれだけ医療費がかかっているのかを保護者の方は把握されていないと思う。そのような対象者にもジェネリック医薬品の周知広報を行い、医療費適正化を図ってはどうかと考えた。

事業主代表

様々な企業や団体と協定を締結されているかと思うが、その後のフォローを定期的にやっているか。

また、資料2の4ページにある令和5年度のKPI及び結果一覧表は、単年度で記載されているが、実際はKPIの目標が高く未達成になった場合等もあると思うので、複数年比較できる資料にするとよりわかりやすいのではないかと。

⇒（事務局）

おっしゃる通り、協定締結した後は何もしていないと意味がないと承知している。令和6年3月1日付で長崎県商工会議所連合会と協定を締結した。その後6月～7月にかけて、支部長と担当職員が県下の7商工会議所に訪問を行った。今回協定締結に至った背景や今後連携していきたい事項、またマイナ保険証に関する制度説明や事業所へのお願いなど、話をさせていただいた。今回の訪問の一番の目的は、顔の見える関係を作ることであった。これをきっかけにある商工会議所から健診等についての相談があり、後日訪問する運びとなった。引き続き顔の見える関係を構築して、連携しながら加入者の健康づくりに努めていきたい。

⇒（事務局）

KPI に対する項目毎の経年実績については、資料2の中に記載されているが、過去のKPIの値については記載がない。その数値についてもわかりやすく見える化した資料の作成を検討したい。

議題3 健康保険証とマイナンバーカードの一体化（マイナ保険証）について

事務局より資料3及び参考資料に基づき説明。

— 主な質問・意見 —

被保険者代表

直近で何度か病院を受診したが、受付で一言もマイナ保険証の声掛けがなかった。マイナ保険証を推進するならば、病院の受付から一言あれば定着すると思うが、それが不足していると感じる。

資格情報のお知らせのマイナンバーの確認は、お年寄りに下4桁を確認してくださいと言っても、何をもち確認すればいいのかなどわからないと思う。高齢者等でもわかるように周知していただきたい。

また、マイナ保険証を読み取る機械が病院によって違っている。そのため操作方法が違う。読み取り機や顔認証を含め、ある程度統一した方がいい。同意事項の意向の確認も難しく感じる人はいると思う。もっと簡素化できないのかなと感じた。

⇒（事務局）

医療機関窓口での対応については、厚生労働省より医療機関における利用促進対策が示されているところ。窓口において、保険証ではなく「マイナ保険証をお持ちですか」と声掛けをしていただく、またマイナ保険証の利用を促すチラシ等を窓口に設置していただく等の内容となっている。また、マイナ保険証の利用率が一定の値以上増加した医療機関に対して支援金を交付するなど、医療機関に対するマイナ保険証利用促進の支援も進んでいる。

⇒（事務局）

マイナ保険証を読み取るカードリーダーについては、医療機関と業者との契約に基づいて設置されており、いろいろなメーカーが参入している。そのため、医療機関側が患者に対して利用方法を丁寧に説明する必要がある。協会けんぽは加入者・事業所に対してマイナ保険証を積極的にご利用いただくために、より周知広報に力を入れていく。オンライン資格確認の参加率は4月末時点で全国が90.3%、長崎県は93.2%であった。現在はこの数値より微増していると思われる。

被保険者代表

現行の保険証には勤め先の記載があったが、資格確認書・資格情報のお知らせには勤め先の記載がない。自分はバス会社に勤めており、お客様の通勤定期券を発行する際、社員証があれば社員証を提示していただいているが、社員証が発行されていない会社は保険証で事業所名を確認していた。マイナ保険証に移行後、勤め先を確認する方法はあるか。

⇒（事務局）

資格確認書や資格情報のお知らせには事業所名の記載がないので、保険証廃止後は確認ができなくなる。ただ、記号番号は載っているため、事業所が変わると記号番号が変わることとなる。

事業主代表

資料 3 の 1 ページ目に記載のあるマイナ保険証のメリットについて、「重複検査を防ぎ」とあるが、この重複検査というのはどういうことか。

⇒（事務局）

本来は最初にかかりつけ医にかかり、専門医への受診が必要であれば専門医へ情報提供して受診するのが望ましい。ある医療機関にかかり、何も言わずに同じ病状で次の医療機関を受診すると、また同じ検査からスタートすることとなる。マイナ保険証を利用すると診療の情報を共有できるため、そのような重複検査を防ぐことができる。また、薬の情報も共有できるため、重複投薬や併用禁忌の薬剤投与のリスクも減らすことができる。

⇒（事務局）マイナ保険証の利用ははしご受診の抑制にもつながる。多受診になると身体にも影響を及ぼすため、診療情報を医師や薬剤師と連携することで健康被害をなくし、より良い医療が受けられるということになる。